

1 時間ストライキ中止

妥結内容について、支部組合員に大きく関わる部分のみ抜粋しました。
詳細につきましては、後日配布予定の「都庁職」新聞をご覧ください。

◆ 人事委員会勧告の取扱い

- 例月給は勧告どおり給料表を全級全号給について引上げ改定
 - ・ 民間格差 10,595円 (2.59%) 引上げ ⇒ 初任給を大幅引上げ
 - ・ 実施時期：令和6年4月1日に遡及して実施
- 特別給は勧告どおり0.20月分引上げ (4.65月 → 4.85月)
 - ・ 期末勤勉及び勤勉手当に配分、条例議決後、できる限り速やかに支給

◆ 業務職給料表の改定【都労連要求】

- 行政職給料表(一)の改定内容を基本に、全級全号給について引上げ改定
- 実施時期：勧告給料表の実施時期

◆ 扶養手当の見直し

- 配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げ
 - ・ 配偶者 6,000円 ⇒ 令和7年度：3,000円、令和8年度：廃止
 - ・ 子 9,000円 ⇒ 令和7年度：11,500円、令和8年度：13,000円
- 実施時期：令和7年4月1日

◆ 地域手当、特地域勤務手当及びへき地手当の見直し【都労連要求】

- 改正前後における月収水準を維持しつつ、年収ベースでの引上げ
- 実施時期：令和7年4月1日から令和10年4月1日まで段階的に実施

◆ 通勤手当の見直し

- 1月当たりの支給限度額を引き上げ (55,000円 → 150,000円)
- 特別料金(新幹線等)の支給対象及び支給要件の見直し
- 実施時期：令和7年4月1日

◆ 在宅勤務等手当の導入

- 在宅勤務に伴う光熱・水道費等の費用負担を軽減する観点から、在宅勤務等手当を導入
 - ・3か月以上の期間において、1月当たり平均10日を超えてテレワークを実施する予定の職員に月額3,000円を支給
- 実施時期：令和7年4月1日

◆ 旅費の取扱いの見直し【都労連要求】

- 公務旅行の前又は後に連続する私事旅行をした場合についても、公務旅行に要する旅費の支給を可能に
- 実施時期：令和6年12月1日以後に出発する旅行から適用

◆ 子どもの看護休暇の見直し【都労連要求】 <会計年度任用職員も同様>

- 取得事由に「子の行事参加（入園、入学式、卒園式等）や感染症に伴う学級閉鎖等」を追加
- 名称を「子どもの看護等休暇」に変更
- 実施時期：令和7年4月1日

◆ 子育て部分休暇制度の導入【都労連要求】 <会計年度任用職員も同様>

- 対象職員：小学校第三学年までの子を養育する職員（育児短時間勤務、部分休業を取得することができる職員を除く。）
- 取得単位：正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として、1日につき2時間以内で取得可能
- 給与の取扱い：無給
- 実施時期：令和7年4月1日

◆ 夏季休暇の取得期間の見直し【都労連要求】

- 全職員（会計年度任用職員を含む。）の取得期間を拡大
 - ・「7月1日から9月30日まで」⇒「6月1日から10月31日まで」
- 実施時期：令和7年4月1日（交代制勤務等職員は令和6年度から実施済）

◆ 会計年度任用職員の報酬額の改定時期に係る取扱いの見直し【都労連要求】

- 原則として、各年度の4月1日に決定する。ただし、常勤職員の給与に改定があった場合は、その改定時期に準じて決定することを基本とする。
 - ・引上げ時は、4月1日に遡及適用、差額を支給
 - ・引下げ時は、12月1日適用、差額を期末手当から減じて支給（所要の調整）
- 実施時期：令和6年12月1日以降に常勤職員の給与の改定が実施された場合に適用

衛生局支部ホームページへ
ぜひ、いらしてください！

（支部宛のメールフォームもあります）

